

○木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱

令和8年6月3日

告示第195号

(趣旨)

第1条 市長は、学校給食費の無償化の適用を受ける児童と受けることができない児童との間の公平性を図り、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食せず弁当を持参又は飲用牛乳の提供を受けない児童の保護者の経済的負担を軽減するため、当該保護者に対し、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立小学校 木更津市立小学校設置条例（昭和39年木更津市条例第15号）第2条に規定する小学校をいう。
- (2) 給食費日額 木更津市学校給食費管理規則（平成21年木更津市規則第14号）第2条第1項第1号に規定する給食費の年額を木更津市学校給食の実施に関する規則（平成21年木更津市教育委員会規則第2号）第7条に規定する年間の基準日数で除して得た額をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす児童の保護者とする。

- (1) 市立小学校に在籍していること。
 - (2) 食物アレルギーその他の疾患及び宗教上の規律等の理由により、学校給食の全部を喫食せず弁当を持参している、弁当を持参し飲用牛乳のみ喫食している又は飲用牛乳を除去して給食を喫食していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象外とする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関する教育扶助又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助で学校給食費に関する援助を受けている保護者
 - (2) 学校給食費に未納がある保護者

(対象期間)

第4条 助成金の交付の対象とする期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、助成金の交付の対象とする日は学校給食を実施している日に限る。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校給食の全部を喫食せず弁当を持参する場合 給食費日額に弁当を持参した回数を乗じて得た額
- (2) 弁当を持参し飲用牛乳のみ喫食している場合 給食費日額から飲用牛乳費用を控除した額に飲用牛乳のみ喫食した回数を乗じて得た額
- (3) 飲用牛乳を除去して給食を喫食する場合 飲用牛乳費用に飲用牛乳を除去した回数を乗じて得た額

2 飲用牛乳費用は、各年度の飲用牛乳の契約単価に消費税、地方消費税額を加算した額とし、算出の結果小数点以下第2位未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の2月末日までに木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付申請書（別記第1号様式）に必要な関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、関係書類のうち公簿等により確認することができるときは、関係書類の提出を省略させることができる。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、第6条に規定する交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金内容変更決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第9条 第7条で助成金の交付が決定した対象児童の実績報告は、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金実績報告書（別記第5号様式）により、対象児童が在籍する小学校の校長が行うものとし、当該年度の学校給食終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を元に助成金額を確定し、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた場合において、助成金の交付を受けようとするときは、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽又はその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による助成金の返還命令は、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金返還命令書（別記第9号様式）によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別 記

第1号様式（第6条）

年 月 日

木更津市長

様

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
電話番号
(児童との続柄)

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付申請書

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金の交付を受けたいので、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象児童

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
学 校 名	木更津市立 学校	学年・組	年 組
停止の種別	☐ 完全停止（弁当持参） ☐ 飲用牛乳のみ喫食（弁当持参） ☐ 飲用牛乳のみ停止		
停止の理由			

2 交付を受けようとする助成金の額

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第5条に基づく額

3 助成対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金について、下記のとおり決定したので、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 対象児童氏名

2 交付決定

交付決定額

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第5条に基づく額

助成対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 不交付決定

不交付の理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条第1項）

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
電話番号
(児童との続柄)

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金変更申請書

年 月 日付け木更津市指令第 号で交付決定を受けた木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象児童氏名

2 変更の内容

3 変更の理由

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金内容変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金の申請について、下記のとおり内容の変更を決定したので、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 対象児童氏名

2 変更の内容

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条）

年 月 日

木更津市長

様

学 校 名

学校長名

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金実績報告書

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 対象児童

氏 名			
学校名	木更津市立	学校	学年・組 年 組

2 停止の種別及び理由

停止の種別	☐ 完全停止（弁当持参） ☐ 飲用牛乳のみ喫食（弁当持参） ☐ 飲用牛乳のみ停止
停止の理由	

3 完全停止（弁当持参）回数、飲用牛乳のみ喫食回数又は飲用牛乳のみ停止回数

4 月	回	8 月	回	1 2 月	回
5 月	回	9 月	回	1 月	回
6 月	回	1 0 月	回	2 月	回
7 月	回	1 1 月	回	3 月	回
合 計 回 数		回			

第6号様式（第10条）

木更津市達第 号
年 月 日

様

木更津市長

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金について、下記のとおり助成金の額を確定したので、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 対象児童氏名

2 助成金の確定額 円

第7号様式（第11条第1項）

年 月 日

木更津市長 様

請求者 住 所
(保護者) 氏 名
電話番号
(児童との続柄)

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付請求書

年 月 日付け木更津市達第 号木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金確定通知書により確定した助成金の交付について、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 対象児童氏名

2 交付請求額 金 円

3 振込口座

金融機関名		銀行・金庫 組合・農協		本店・支店・支所・出張所							
預金種別	1 普通（総合口座） 2 当座		口座番号								
口座名義人	フリガナ										
	氏 名										

※請求者名義の振込口座をご記入ください。

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定した木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 対象児童氏名

2 取消額 円

3 取消後の交付決定額 円

4 取消の理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

木更津市達第 号
年 月 日

様

木更津市長

木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金返還命令書

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定を取り消した既に交付済みの木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金について、木更津市学校給食食物アレルギー等対応助成金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおりその全部（一部）の返還を命じます。

記

- 1 対象児童氏名
- 2 交付済額 円
- 3 取消後の交付決定額 円
- 4 返還すべき金額 円
- 5 返還期限 年 月 日まで
- 6 返還方法

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前期の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。